

生乳流通体制合理化推進事業実施要領  
 (令和4年4月20日付け中酪(総務)発第68号)一部改正新旧対照表

改正後	現行
生乳流通体制合理化推進事業実施要領  平成28年6月6日付け28農畜機第1230号承認 平成28年6月8日付け中酪(業務)発第89号 [略] 一部改正 <u>令和4年4月19日付け4農畜機第444号承認</u> <u>令和4年4月20日付け中酪(総務)発第68号</u>	生乳流通体制合理化推進事業実施要領  平成28年6月6日付け28農畜機第1230号承認 平成28年6月8日付け中酪(業務)発第89号 [略]
[略]	[略]
第4 事業の実施 6 事業の実施期間 この事業の実施期間は令和 <u>4</u> 年度とする。	第4 事業の実施 6 事業の実施期間 この事業の実施期間は令和 <u>3</u> 年度とする。
第5～第8 [略]	第5～第8 [略]
第9 運営状況等の報告 実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置等、 生乳流通体制合理化機械装置(取得価格が50万円未満のものを除く。) 及び生乳需給調整機能装置について、別紙様式第8号の生乳流通体制 合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度か ら <u>起算して</u> 5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとし る。	第9 運営状況等の報告 実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置等、 生乳流通体制合理化機械装置(取得価格が50万円未満のものを除く。) 及び生乳需給調整機能装置について、別紙様式第8号の生乳流通体制 合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度か ら5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。
第10 [略]	第10 [略]
第11 帳簿等の整備保管等 1 帳簿の整備保管 実施団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明ら	第11 帳簿等の整備保管等 1 帳簿の整備保管 実施団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明ら

改正後	現行
<p>かにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。</p> <p><u>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</u></p> <p>第12 [略]</p> <p><u>附 則（令和4年4月20日付け中酪（総務）発第68号）</u></p> <p><u>1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 令和3年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。</u></p> <p>以下 [略]</p>	<p>かにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。</p> <p>第12 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>以下 [略]</p>